

Vol.131

今回は 法律

# 会員相談室

相談委員 西尾 政行 (弁護士)

相談事例  
紹介

電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 遺言執行者への就職拒絶の可否

### 事例1

私（税理士）の顧問先の社長である甲が死亡した。甲の法定相続人は、いずれも甲の兄弟である乙及び丙の2名である。甲の遺言書があり、私が遺言執行者に指名されている。遺言書で指名されている以上、遺言執行者への就職は拒否できないのか。

### 回答

遺言執行者への就職を拒否することは可能である。

### 検討

民法1007条1項は、「遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。」と規定しており、遺言執行者に就職するか否かについて候補者が諾否の自由を有することは明らかである。したがって、遺言書で遺言執行者として指定されたとしても遺言執行者への就職を拒絶することは可能である。

もっとも、遺言執行者として指名された税理士が当該遺言書の作成段階から関与していた場合は、生前の遺言者と当該税理士との間で、相続が開始した時に当該税理士が遺言執行者に就職すると契約が締結されたものとみることができ、この場合に税理士が就職を拒絶したときは遺言者との関係において債務不履行となるおそれがある。しかし、相続開始後の事情により、税理士が健康上の理由等で遺言執行業務を遂行することができない場合や、遺言執行業務の中立性や公正性を担保できないような事情が生じた場合などは、遺言執行者への就職を拒絶することができるかと解される。

なお、相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めてその期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、遺言執行者がその期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなされる（民法1008）。



## 遺留分を有しない相続人に対する通知等の要否

### 事例2

事例1の甲の遺言書は遺産の全部を乙のみに取得させる旨の内容となっている。丙には遺留分がないが、遺言執行者に就職した場合は丙にも遺言の内容を通知する必要があるか。相続財産目録の交付についてはどうか。

### 回答

遺留分のない相続人丙に対しても遺言の内容を通知し、かつ、相続財産目録を交付する必要がある。

### 検討

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない（民法1007②）。また、遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない（民法1011①）。

では事例2の場合のように、遺言により遺産を取得せず、かつ、遺留分のない相続人に対しても遺言内容の通知や相続財産目録の交付をする必要があるか。

この点、東京地裁平成19年12月3日判決（判例タイムズ1261号249頁）は、遺言執行者が遺留分を有しない相続人に対し、遺言執行者への就職を通知せ

ず、また財産目録の交付も行わず、さらに事前の通知なく相続財産を処分したため、相続人から損害賠償を請求された事案について、以下のように述べて相続財産目録の交付義務を認め、これを怠った遺言執行者に対し、法定相続人に対する損害賠償責任を肯定した。

「現行民法によれば、遺言執行者は、遺言者の相続人の代理人とされており（民法1015）、遅滞なく相続財産の目録を作成して相続人に交付しなければならないとされている（民法1011条1項）ほか、善管注意義務に基づき遺言執行の状況及び結果について報告しなければならないとされている（民法1012条2項、同法645条）のであって、このことは、相続人が遺留分を有するか否かによって特に区別が設けられているわけではないから、遺言執行者の相続人に対するこれらの義務は、相続人が遺留分を有する者であるか否か、遺贈が個別の財産を贈与するものであるか、全財産を包括的に遺贈するものであるか否かにかかわらず、等しく適用されるものと解するのが相当である。しかも、相続財産全部の包括遺贈が真実であれば、遺留分が認められていない法定相続人は相続に関するすべての権利を喪失するのであるから、そのような包括遺贈の成否等について直接確認する法的利益があるというべきである。したがって、遺言執行者は、遺留分が認められていない相続人に対しても、遅滞なく被相続人に関する相続財産の目録を作成してこれを交付するとともに、遺言執行者としての善管注意義務に基づき、遺言執行の状況について適宜説明や報告をすべき義務を負うというべきである。」（\*引用条文はいずれも上記判決当時のものである。）

したがって、事例2の場合のように、遺言書により遺産を取得せず、かつ、遺留分を有しない法定相続人がいる場合、遺言執行者は、当該法定相続人に対しても遺言内容を通知するとともに、相続財産目録を交付する必要があると解される。



## 遺言と異なる遺産分割協議の可否

### 事例3

事例2において、乙は丙との協議で遺産の一部を丙に取得してもらうことを考えている。このように、相続人間の合意により遺言とは異なる内容で遺産分割協議をすることは可能か。

### 回答

甲の法定相続人が乙及び丙の2名のみであり、乙及び丙が遺言の存在及び当該遺言の内容を認識し、かつ、乙及び丙が合意すれば、遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは可能である。

### 検討

最高裁平成3年4月19日判決（判例時報1384号24頁。以下「最高裁平成3年判決」という。）は、特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言がなされた場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該不動産は当該相続人に相続により承継され、当該遺産については、遺産分割協議又は審判を経る余地はない旨を判示した。また、東京地裁平成26年8月25日判決（LLI

／DB判例秘書L06930552）は、特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言がある場合に、これと異なる内容の遺産分割協議の効力が争われた事案について、最高裁平成3年判決を引用して当該遺産分割協議は無効である旨判示した。

これらの裁判例からすれば、相続人が遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることはできないかのようにも思われる。

しかしながら、国税庁のタックスアンサー「No.4176 遺言書の内容と異なる遺産分割をした場合の相続税と贈与税」では、「特定の相続人に全部の遺産を与える旨の遺言書がある場合に、相続人全員で遺言書の内容と異なった遺産分割をしたときには、受遺者である相続人が遺贈を事実上放棄し、共同相続人間で遺産分割が行われたとみるのが相当です。したがって、各人の相続税の課税価格は、相続人全員で行われた分割協議の内容によることとなります。」と説明されており、遺言と異なる遺産分割をすることが可能であることを前提にしている。

また、さいたま地裁平成14年2月7日判決（判例秘書L05750367）は、①特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言をする被相続人（遺言者）の通常の意味は、相続をめぐって相続人間に無用な紛争が生ずることを避けることにあるから、これと異なる内容の遺産分割が全相続人によって協議されたとしても、直ちに被相続人の意思に反するとはいえないこと、②被相続人が遺言でこれと異なる遺産分割を禁じている等の事情がない限り、被相続人による拘束を全相続人にまで及ぼす必要はなく、むしろ全相続人の意思が一致するなら遺産を承継する当事者たる相続人間の意思を尊重することが妥当であること、③法的には、一旦は遺言内容に沿った遺産の帰属が決まるものではあるが、このような遺産分割は、相続人間における当該遺産の贈与や交換を含む混合契約と解することが可能であるし、その効果についても通常の遺産分割と同様の取り扱いを認めることが実態に即して簡明であること、④遺言があっても全相続人によってこれと異なる遺産分割協議は従前から実際に多く行われていたこと、⑤最高裁平成3年判決は、遺産分割協議が難航する場合があるとの実状を踏まえ、その迅速で妥当な紛争解決を図るという趣旨からこれを不要としたものであり、遺言と異なる遺産分割をすることが一切できないとする趣旨まで包含しているとは解されないこと、等の理由を挙げ、全相続人の合意により遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは可能である旨を判示した。

以上の裁判例や税務当局の取扱いからすれば、法定相続人の全員の合意により遺言と異なる内容の遺産分割協議が成立し、かつ、当該遺産分割協議の効力に争いがなければ、当該遺産分割協議により遺産の承継をすることも可能であると解される。

注) 内容は、令和2年3月28日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。